

大雪地区広域連合地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める
条例

平成 27 年 3 月 25 日
条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターの人員等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第 3 条 地域包括支援センターは、次条に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、大雪地区広域連合介護保険条例（平成 16 年条例第 1 号）第 2 条に規定する大雪地区広域連合介護保険運営協議会（次条第 2 項において「協議会」という。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。

(職員に係る基準及び職員の員数)

第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。なお、第 1 号被保険者の数は、法第 117 条第 1 項に規定する大雪地区広域連合介護保険事業計画において見込まれる第 1 号被保険者の数とする（次条において同じ。）。

(1) 保健師その他これに準ずる者 1 人

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人

(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）

その他これに準ずる者 1 人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表に定めるところによることができる。

- (1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
- (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから1人又2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	第4条第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第4条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人